

2020年11月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ プ リ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 庵 原 保 文
(コード番号：4168 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 経 営 管 理 本 部 長 角 田 耕 一
(TEL 03-6866-5730)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年11月13日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 350,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2020年12月2日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2020年12月21日(月曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社(以下「共同主幹事会社」と総称する。)並びに野村證券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社(以下、共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。)を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2020年12月11日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2020年12月14日(月曜日)から
2020年12月17日(木曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2020年12月22日(火曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。

- (11) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 4,495,400株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
 - 東京都千代田区紀尾井町1番3号
YJ1号投資事業組合 1,787,800株
 - 東京都千代田区二番町5番1号
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 893,300株
 - 45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court,
Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman
Islands
Globis Fund IV, L.P. 535,600株
 - Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl
San Francisco, CA 94105, United States
Salesforce.com, inc. 420,000株
 - Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19,
Bermuda
Eight Roads Ventures Japan II L.P. 293,700株
 - 東京都港区北青山二丁目5番1号
テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 158,400株
 - 東京都武蔵野市
庵原 保文 140,800株
 - 東京都港区
佐野 将史 140,800株
 - 千葉県柏市
黒田 真澄 82,800株
 - 東京都世田谷区
川田 尚吾 42,200株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、引受人に全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 726,600株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
売出株式数 当社普通株式 726,600株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2020年12月11日(発行価格等決定日)に決定される。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 351,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2021年1月19日（火曜日）
- (4) 払込期日 2021年1月20日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2020年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記2.引受人の買取引受による株式売出しに関して、当社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、引受人に対し、親引け予定先への販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社TSIホールディングス	取得金額250百万円を上限として要請を行う予定であります。	有効な取引関係を今後も維持、発展させていくため
株式会社アルペン	取得金額250百万円を上限として要請を行う予定であります。	有効な取引関係を今後も維持、発展させていくため

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 350,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 4,495,400株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限726,600株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2020年12月4日(金曜日)から
2020年12月10日(木曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2020年12月11日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2020年12月14日(月曜日)から
2020年12月17日(木曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2020年12月21日(月曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2020年12月22日(火曜日) |

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が726,600株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である庵原保文、佐野将史及び黒田真澄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式351,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が借入れる株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、みずほ証券株式会社は375,600株を上限として貸株人より追加的に当該株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を2021年1月15日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

みずほ証券株式会社は、2020年12月22日(上場日)から2021年1月15日までの間、大和証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了さ

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

せる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、貸株人から借入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当に応じることにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分についてグリーンシュエーションを行使することにより当社普通株式を取得する予定であります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	11,313,600株
公募による新株式発行による増加株式数	350,000株
公募後の発行済株式総数	11,663,600株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	351,000株(最大)
増加後の発行済株式総数	12,014,600株(最大)

3. 調達資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 938,300 千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限 961,038 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 1,899,338 千円について、運転資金(広告宣伝費及び人件費)に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

- ① 新規顧客獲得の促進のために要する広告宣伝費として1,499,338千円(2021年12月期:677,600千円、2022年12月期:821,738千円)を充当する予定です。
- ② アプリ運営プラットフォームのサービス拡充及び技術開発のための人件費として400,000千円(2021年12月期:400,000千円)を充当する予定です。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,960 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。しかしながら、株主に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますので、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、長期的かつ安定した成長発展のための事業展開・設備投資・研究開発等に活用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純損失金額 (△)	△2,966.84円	△27.53円	△105.72円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－	－	－
自己資本当期純利益率	－	－	－
純資産配当率	－	－	－

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純損失金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載していません。

4. 2017年12月期、2018年12月期及び2019年12月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため、記載していません。

5. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

6. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年12月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純損失金額 (△)	△9.89円	△27.53円	△105.72円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるである庵原保文、佐野将史及び黒田真澄は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年6月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社株式をみずほ証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるYJ1号投資事業組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund IV, L.P.、テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合及び川田尚吾は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する角田耕一、金子洋平、井階京太、亀田直、松尾要、新岡裕子、田村有正、市川昌志、中山健志、山戸一郎及びその他30名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年11月13日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。